

社会福祉士制度の見直しについて

(制度の現状)

- 社会福祉士制度の概要と現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 社会福祉士の任用・活用の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 社会福祉士資格取得方法の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 社会福祉士養成課程の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 社会福祉士を取り巻く状況の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

社会福祉士制度の概要と現状

社会福祉士制度導入の趣旨

社会福祉士制度は、増大する、老人、身体障害者等に対する介護需要に対応するために、誰もが安心して、老人、身体障害者等に関する福祉に対する相談や介護を依頼することができる専門的能力を有する人材を養成、確保することを目的として、昭和62年に創設された。

(※社会福祉士及び介護福祉士法案提案理由説明より一部引用)

(定義:「社会福祉士及び介護福祉士法」第2条第1項より)

「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」

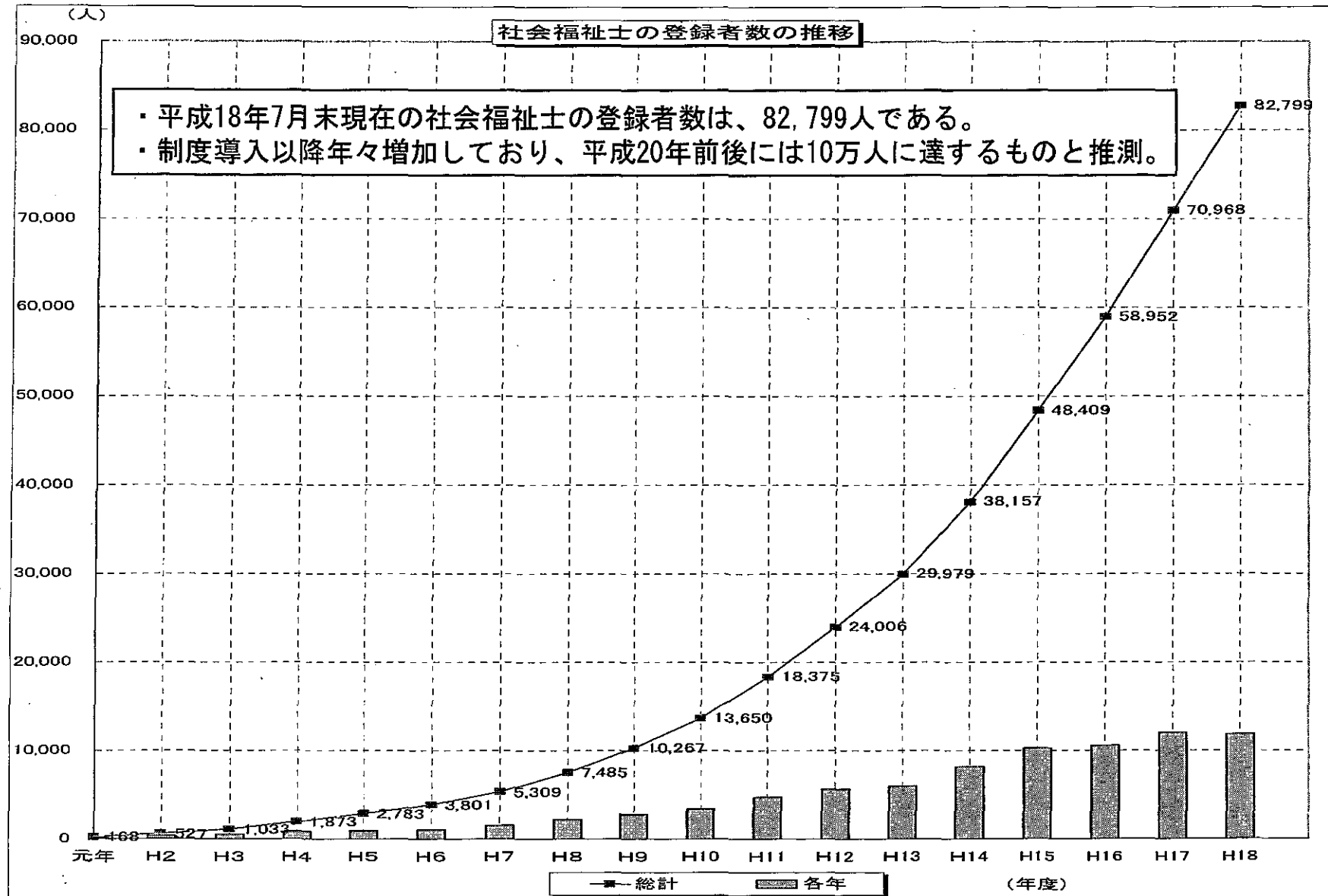
国際ソーシャルワーカー連盟の定義

※国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)によるソーシャルワークの定義と社会福祉士の実際との関係から、社会福祉士は国際的な意味においてもソーシャルワークを担う者であるという指摘もある(日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会合同検討委員会『社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けて』)。

(参考)

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である(IFSW,2000)。

社会福祉士資格取得者の状況



(注)人数は、各年度9月末の登録者数。平成18年度は7月末現在の登録者数。

<参考>

社会福祉士の概要について

1 経緯及び概要

昭和62年3月23日に中央社会福祉審議会等福祉関係三審議会の合同企画分科会から出された「福祉関係者の資格制度の法制化について」（意見具申）に基づき、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）」が第108国会において昭和62年5月21日成立、同5月26日公布された。

社会福祉士は、同法に基づく名称独占の国家資格であり、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。

2 資格取得方法

福祉系4年制大学卒業者（指定科目履修）、社会福祉士指定養成施設卒業者、福祉事務所の査察指導員等で5年以上実務経験のある者等で、社会福祉士国家試験に合格し登録することが必要である。

3 社会福祉士国家試験の概要

○形態

年1回の筆記試験（1月の下旬に実施）

○筆記試験の科目（13科目）

①社会福祉原論 ②老人福祉論 ③障害者福祉論 ④児童福祉論 ⑤社会保障論 ⑥公的扶助論

⑦地域福祉論 ⑧社会福祉援助技術 ⑨心理学 ⑩社会学 ⑪法学 ⑫医学一般 ⑬介護概論

なお、第16回試験より、精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目（①、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫の8科目）の試験が免除される。

○実施機関

社会福祉士及び介護福祉士法第10条第1項の規定により厚生労働大臣が指定した

（財）社会福祉振興・試験センター（Tel:03-3486-7521）

* 介護福祉士及び精神保健福祉士についても試験事務・登録事務を実施

○試験の実施状況（平成17年度実施の第18回試験結果）

受験者数43,701人、合格者数12,222人（合格率28.0%）

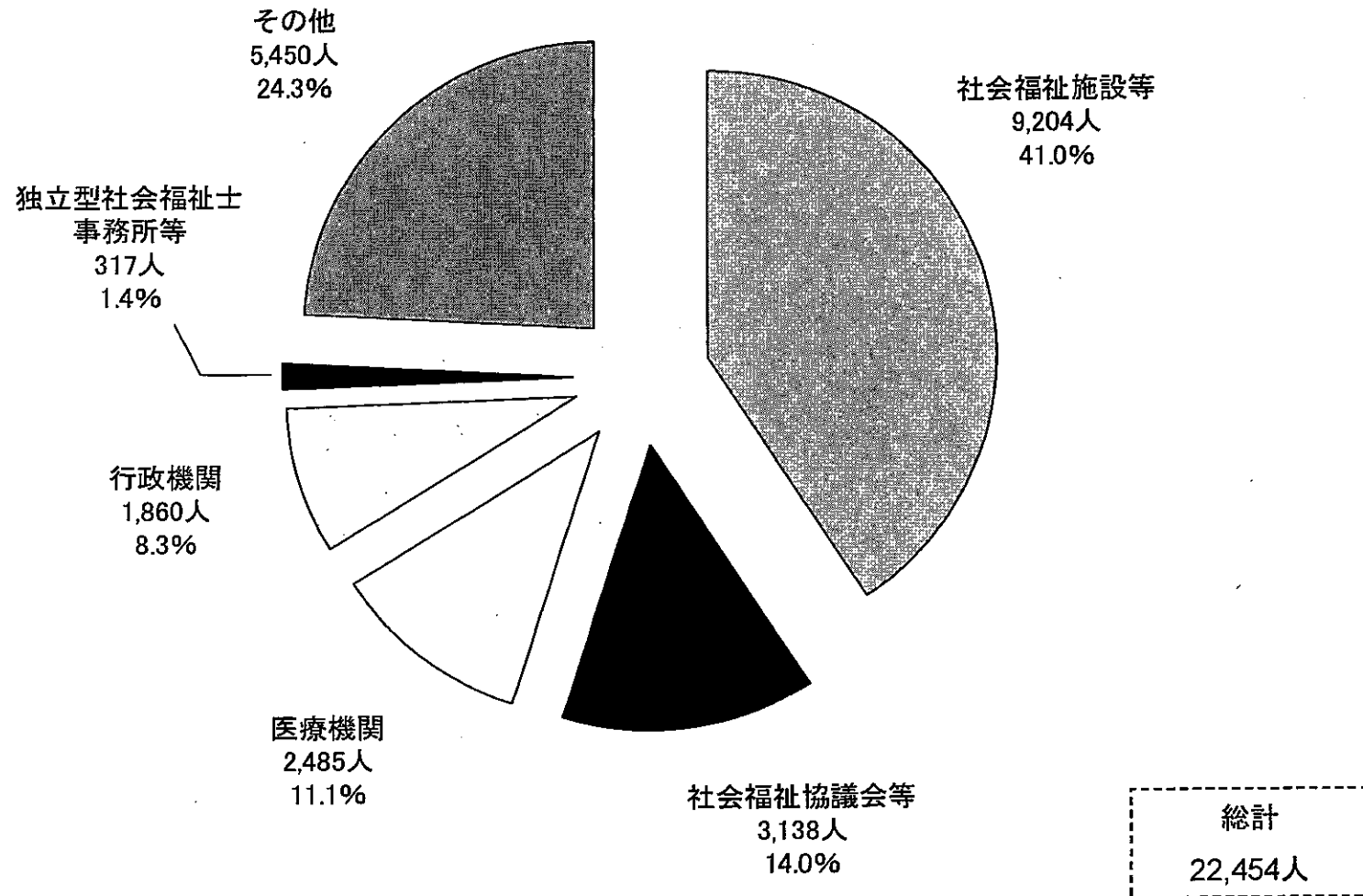
4 資格者の登録状況

82,799人（平成18年7月末現在）

社会福祉士の任用・活用の現状

社会福祉士資格取得者の就労状況(平成18年5月31日現在)

社会福祉士会の会員の就労状況は、施設と社会福祉協議会が半数以上を占めている。



(注)(社)日本社会福祉士会の会員のみを対象(日本社会福祉士会調べ)

介護保険事業従事者の生活相談員等に占める 社会福祉士の数

介護保険事業における生活相談員等の社会福祉士資格所持率は、入所系で約28%、通所系は約15%である。

単位：人

施設・在宅サービス	生活相談員等数	うち社会福祉士数	比率
○施設	13,504	3,753	27.8%
介護老人福祉施設	7,998	1,890	23.6%
介護老人保健施設	5,506	1,863	33.8%
○在宅サービス	35,797	5,363	15.0%
通所介護	26,656	3,158	11.8%
通所リハビリテーション	2,537	687	27.1%
短期入所生活介護	6,604	1,518	23.0%
合　　計	49,301	9,116	18.5%

(注) 「介護サービス施設・事業所調査」厚生労働省大臣官房統計情報部（平成16年度・平成16年10月1日現在）
常勤・非常勤を含めた人数（実数）である。

社会福祉施設等における生活相談員等に占める 社会福祉士の数 <3-1>

社会福祉施設等における生活相談員等の社会福祉士資格所持率は、概して低い。

単位：人

社会福祉施設等	総数	うち社会福祉士数	比率
◎総数	53,633	3,343	6.2%
○保護施設	860	111	12.9%
救護施設	724	92	12.7%
更生施設	119	15	12.6%
授産施設	2	—	—
宿所提供施設	15	4	26.7%
○老人福祉施設	3,424	396	11.6%
養護老人ホーム(一般)	1,162	127	10.9%
養護老人ホーム(盲)	103	17	16.5%
軽費老人ホーム(A型)	253	25	9.9%
軽費老人ホーム(B型)	11	1	9.1%
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1,563	204	13.1%
老人福祉センター(特A型)	69	2	2.9%
老人福祉センター(A型)	204	18	8.8%
老人福祉センター(B型)	60	2	3.3%
○老人介護支援センター	2,150	731	34.0%
○身体障害者更生援護施設	4,476	209	4.7%
肢体不自由者更生施設	549	—	—
視覚障害者更生施設	160	—	—
聴覚・言語障害者更生施設	16	—	—
内部障害者更生施設	9	—	—
身体障害者療護施設	968	—	—
身体障害者福祉ホーム	32	3	9.4%
身体障害者授産施設	605	30	5.0%
身体障害者通所授産施設	469	33	7.0%
身体障害者小規模通所授産施設	180	4	2.2%
身体障害者福祉工場	33	11	33.3%
身体障害者福祉センター(A型)	68	5	7.4%
身体障害者福祉センター(B型)	481	39	8.1%
在宅障害者デイサービス施設	866	82	9.5%
障害者更生センター	—	—	—
補装具製作施設	—	—	—
盲導犬訓練施設	14	—	—
点字図書館	13	2	15.4%
点字出版施設	2	—	—
聴覚障害者情報提供施設	13	—	—

**社会福祉施設等における生活相談員等に占める
社会福祉士の数 <3-2>**

単位:人

社会福祉施設等	総数	うち社会福祉士数	比率
○婦人保護施設	131	17	13.0%
○児童福祉施設	937	111	11.8%
乳児院	2	—	—
母子生活支援施設	9	2	22.2%
保育所	—	—	—
児童養護施設	144	39	27.1%
知的障害児施設	303	32	10.6%
自閉症児施設	3	—	—
知的障害児通園施設	43	4	9.3%
盲児施設	—	—	—
ろうあ児施設	1	—	—
難聴幼児通園施設	2	1	50.0%
肢体不自由児施設	47	6	12.8%
肢体不自由児通園施設	10	—	—
肢体不自由児療護施設	2	2	100.0%
重症心身障害児施設	319	21	6.6%
情緒障害児短期治療施設	—	—	—
児童自立支援施設	23	—	—
児童家庭支援センター	13	2	15.4%
小型児童館	15	—	—
児童センター	3	2	66.7%
大型児童館A型	—	—	—
大型児童館B型	—	—	—
大型児童館C型	—	—	—
その他の児童館	—	—	—
自動遊園	0	—	—
○知的障害者援護施設	37,891	1,589	4.2%
知的障害者デイサービスセンター	880	40	4.5%
知的障害者更生施設(入所)	26,657	950	3.6%
知的障害者更生施設(通所)	3,773	200	5.3%
知的障害者授産施設(入所)	2,002	108	5.4%
知的障害者授産施設(通所)	3,797	247	6.5%
知的障害者小規模通所授産施設	272	16	5.9%
知的障害者通勤寮	440	23	5.2%
知的障害者福祉ホーム	12	1	8.3%
知的障害者福祉工場	58	4	6.9%

**社会福祉施設等における生活相談員等に占める
社会福祉士の数 <3-3>**

単位:人

社会福祉施設等	総数	うち社会福祉士数	比率
○母子福祉施設	18	—	—
母子福祉センター	18	—	—
母子休養ホーム	—	—	—
○精神障害者社会復帰施設	2,102	91	4.3%
精神障害者生活訓練施設	874	30	3.4%
精神障害者福祉ホーム	154	2	1.3%
精神障害者入所授産施設	38	1	2.6%
精神障害者通所授産施設	159	8	5.0%
精神障害者小規模通所授産施設	150	14	9.3%
精神障害者福祉工場	5	—	—
精神障害者地域生活支援センター	722	36	5.0%
○その他の社会福祉施設等	1,643	88	5.4%
授産施設	125	8	6.4%
宿所提供施設	138	10	7.2%
盲人ホーム	6	1	16.7%
隣保館	474	5	1.1%
へき地保健福祉館	—	—	—
へき地保健所	—	—	—
地域福祉センター	162	9	5.6%
老人憩の家	41	2	4.9%
老人休養ホーム	—	—	—
有料老人ホーム	696	53	7.6%

(注) 「社会福祉施設等調査報告」厚生労働省大臣官房統計情報部(平成15年度・平成15年10月1日現在)
単位(人)については、常勤換算数。常勤換算従事者数「0」は、0.5人未満。

福祉事務所の職員に占める社会福祉士の数

福祉事務所における職員の社会福祉士資格所持率は極めて低い。

単位：人

職 種	人員数	うち社会福祉士数	所持率
所 長	1,226	12	1.0%
次 長	34	4	11.8%
課 長	340	32	9.4%
係 長	2,352	88	3.7%
査察指導員	305	8	2.6%
生保担当現業員	11,372	318	2.8%
二法担当現業員	359	4	1.1%
五法担当現業員	7,185	282	3.9%

(注)「福祉事務所現況調査」厚生労働省社会・援護局総務課(平成16年10月1日現在)

社会福祉士の任用

<現行法令上の規定>

- ・児童相談所の所長(児童福祉法第12条の3②3号)、児童福祉司(児童福祉法第13条②3の2号)、地域包括支援センター(介護保険法施行規則第140条の52第2号口)の任用要件として規定されている。
- ・社会福祉士は、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用要件として規定されている者と同等以上の者として位置づけられている(社会福祉法施行規則第1条第1号)。
- ・そのため、社会福祉施設の長や生活相談員等の任用要件として社会福祉主事の要件が準用されている場合には、特に「社会福祉士」という定めがなくても、施設長や生活相談員等に社会福祉士を配置することができる。

<実情>

これらの職種における社会福祉士資格所持率は概して低い

- 現在、福祉に係る各制度が施設基準の中で規定している施設長、生活指導員等の要件は、都道府県等が設置する福祉事務所の査察指導員や現業員の任用資格である社会福祉主事の要件を基調としているものが多い。
- 今後、介護サービスを担う施設長、生活指導員等の任用要件については、福祉事務所職員の任用資格である社会福祉主事の要件とは別個のものとして、介護サービスの向上、サービスマネジメントの観点から見直しを行うことが考えられる。その際、介護福祉士や社会福祉士として福祉の現場に従事している者のキャリアパスも念頭に置くことが重要である。

※「これからの介護を支える人材についてー新しい介護福祉士の養成と生涯を通じた能力開発に向けてー」(介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会 2006年7月5日) より抜粋

社会福祉士資格取得方法の現状